

多摩市告示第 495 号

## 平成 27 年度労務報酬下限額等

平成 26 年多摩市告示第 410 号で規定したもののうち、多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等に適用する労務報酬下限額について、以下のとおり改定する。

平成 27 年 10 月 14 日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額

(改定前)

[単位：円（1 時間あたり）]

適用する業務	労務報酬下限額
多摩市公契約条例第 5 条第 1 号に規定する業務のうち、上記の労務報酬下限額が適用されない労働者等【工事における熟練労働者以外の者】	988
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	903

(改定後)

[単位：円（1 時間あたり）]

適用する業務	契約締結日	労務報酬下限額
多摩市公契約条例第 5 条第 1 号に規定する業務のうち、上記の労務報酬下限額が適用されない労働者等【工事における熟練労働者以外の者】	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日の間	988
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 27 年 9 月 30 日の間	903
	平成 27 年 10 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日の間	<u>907</u>

(改定後一覧)

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,430	普通船員	2,397
普通作業員	2,127	潜水士	4,017
軽作業員	1,520	潜水連絡員	2,768
造園工	2,217	潜水送気員	2,745
法面工	2,655	山林砂防工	2,870
とび工	2,678	軌道工	4,433
石工	2,735	型わく工	2,565
ブロック工	2,588	大工	2,780
電工	2,543	左官	2,712
鉄筋工	2,700	配管工	2,295
鉄骨工	2,532	はつり工	2,577
塗装工	2,768	防水工	2,925
溶接工	2,960	板金工	2,723
運転手（特殊）	2,385	タイル工	2,645
運転手（一般）	1,980	サッシ工	2,520
潜かん工	2,915	屋根ふき工	1,643
潜かん世話役	3,443	内装工	2,588
さく岩工	2,645	ガラス工	2,420
トンネル特殊工	2,745	建具工	2,600
トンネル作業員	2,363	ダクト工	2,307
トンネル世話役	3,128	保温工	2,250
橋りょう特殊工	2,937	建築ブロック工	2,397
橋りょう塗装工	3,027	設備機械工	2,363
橋りょう世話役	3,365	交通誘導警備員 A	1,395
土木一般世話役	2,588	交通誘導警備員 B	1,227
高級船員	3,060		

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

適用する業務	契約締結日	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、上記の労務報酬下限額が適用されない労働者等【工事における熟練労働者以外の者】	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	988
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	平成27年4月1日から 平成27年9月30日の間	903
	平成27年10月1日から 平成28年3月31日の間	907